

公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会（以下、「日本水道協会」という。）中国四国地方支部（以下、「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。
- (2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。
- (3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 応援派遣についての調整

（応援要員の派遣）

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 応急給水活動

(2) 応急復旧活動

- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表（様式1）による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表（様式2）による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施日の前日をもって廃止する。

災 害 時 連 絡 表

〇〇〇支部事務局

補 職 名	氏 名	電 話
連絡担当責任者 総 務 担 当 課 長 ()		勤務先電話 F A X 自 宅 電 話 携 帯 電 話
総 務 担 当 係 長 ()		勤務先電話 自 宅 電 話 携 帯 電 話
防 災 担 当 者 ()		勤務先電話 自 宅 電 話 携 帯 電 話
備 考		

様式2（第10条関係）

防 災 関 係 物 資 等 の 備 蓄 状 況 調 査 表

（平成 年度末現在）

〇 〇 県 支 部

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給 水 車 (m^3)	台	台	
	給 水 車 (m^3)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m^3)	基	基	
	仮設水槽 (m^3)	基	基	
	給水タンク (1,500ℓ～)	基	基	
	給水タンク (1,000 ～1,499ℓ)	基	基	
	給水タンク (～999ℓ)	基	基	
	ポリ容器 (5～30ℓ)	個	個	
	ポリ容器 (～20ℓ)	個	個	ポリ袋
	そ の 他			
機 材	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。